

2014年5月29日

## 平成26年度第2回春秋の日

### ～法整備支援の話をしよう、中国に法の支配は根づくか？～

弁護士 白出博之

#### 第1 はじめに

##### 1 法制整備支援概論

(1) 法整備支援とは、開発途上国が行う法制度整備のための自助努力を支援することであり、

- ① 具体的な法令案作成に対する支援、
- ② 法令の執行・運用のための体制整備に対する支援、
- ③ 法律専門家等の人材育成に対する支援

が主な内容で、政府開発援助(ODA)事業のうち知的支援の枠組みに属するものであり、「法の支配の実現」のため「押しつけでない」「顔の見える支援」として注目を集めている。

・日本では、1996年ベトナムへの法整備支援プロジェクト(以下PJという)を嚆矢として、共産主義国の市場経済化支援や紛争終結国の復興援助(司法制度再構築・人材育成)のため、ODA事業として法整備支援が開始され、近年ではアジア諸国における投資環境整備の一環として、またアジア・アフリカの紛争影響国における国造り支援の一環としても法整備支援ニーズが高まっており、その対象分野・対象国が拡大している<sup>1</sup>。

##### (2) 法整備支援事業の目的

① 法制度を動かすのは人である～ここに「法制度」とは、憲法を頂点とする様々な法律で構成される法体系とそれを運用するシステム全体のことを指す。法制度は、社会の基本的ルールを定め、国民の権利・義務を実現することを目的として、紛争を解決し、犯罪者を処罰して治安を維持する等の重要な役目を担っている。しかし、これが現実機能するためには、紛争に関係する人はもちろん、法制度に関係する様々な人々が活動しなければならない。

② 法制度は他国との共通財産である～現代社会は、交通手段や通信技術の発達により、経済取引を始めとする国際間交流が活発化している。人、資本、製品、情報等が毎日大量に世界中を移動しており、このような世界では、法制度は、一国の内部だけではなく、その国と関係を持つ他の国々や人々にも影響を及ぼすことになる。逆に、不十分で信用のない法制度しか持たない国では、産業や経済の発展が難しくなる面もある。

---

<sup>1</sup> ※1 国際協力機構 HP <http://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/approach.html>。

支援対象国はカンボジア、インドネシア、ラオス、ネパール、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、モンゴル、東ティモール、ミャンマー等。

③ 日本の近代的法制度整備の歴史～日本は、19世紀半ばまで中国文化の影響を受けた独自の法制度を持っていた。しかし、その後の明治維新以来、欧米にも通用する近代的法制の整備を迫られた日本は、欧米から法律専門家を招き(ボアソナード教授)、あるいは留学生を欧米に派遣してその制度を学び、日本の社会・文化に合わせて近代的な法制度を作り上げてきた経験を持っている。もちろん、社会・経済・文化の変化に応じて法制度も変化を続けており、法制度整備には終着点はなく、欧米その他先進国も司法制度改革を進めており、まさに、日本も現在、大改革時代の中にある。

④ 開発途上国の事情～他方で、世界には、近代的法制度が十分に整備されていない開発途上の国が多く存在している。特に、中央統制型計画経済政策を採っていた国は、市場経済の導入に伴って、既存の法制度を根本的に再構築する必要に迫られている。しかし、開発途上国は、一般に人的・物的資源が十分でないため、独力で、迅速かつ適切に法制度整備を行うことは容易ではない。このため、国際機関や先進国が法制度整備を手助けすることが求められるのである。

⑤ 日本が法整備支援を行う意義～日本は、国際社会での名誉ある地位を保持していくためにも、国際社会のあらゆる面で積極的な貢献を求められている。法整備支援において、日本には次のような特徴がある。

- ・ 欧米先進国とは異なった法文化を有すること
- ・ 100年以上にわたって主要な法制度(フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス等)を研究し、採り入れてきた経験があること。
- ・ 他のアジア諸国と類似した文化を持つこと。

⑥ 法整備支援における基本方針～法整備支援に当たっては、次の点が基本方針とされている。

- ・ 支援対象国の主体性・自主性の尊重 「押しつけでない支援」  
法制度整備のための幾つかの選択肢を提供して支援対象国の判断にゆだねる  
支援対象国の実情に関する十分な調査を行う
- ・ 中長期的視点に立った活動  
法制度整備支援は法律案の作成だけではない  
法令の執行・運用のための体制の整備や法律家等の人材育成を重視する

(3)開発途上国から要請を受けて、外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、及び法務省法務総合研究所の協力により、要請国における良い統治(グッドガバナンス)支援及び市場経済発展のため、その基盤となる法令の整備とその確実な運用に焦点を当てた支援が進められている。具体的な支援活動は以下の通りである。<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> ※2 法務省国際協力部 HP [http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_ita\\_ita.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_ita_ita.html)

① 日本国内での研修(国別研修と地域別研修)～支援対象国の立法関係者, 裁判官, 検察官, 弁護士等を日本に招いて, 様々なプログラムの研修を実施している。この研修には, 特定の国から研修員を招いて行う国別研修と, 数か国から研修員を招いて行う地域別研修がある(国別研修では, 相手国特有の課題が深く研究されるのに対して, 地域別研修では, 一度に多数国の法制度の実情を知り多様な法制度を比較することができる)。

これらの研修では, 講義形式による日本の法制度の紹介, 特定のテーマに関する各国研修員の発表(カントリーレポート), 研修員同士のディスカッション, 司法関係機関見学等のプログラムを通じ, 法の基本原理, 日本の法制度整備の歴史, 現在の日本の法制度の仕組みや運用の実情, 対象国の法制度の実情と問題点等について, 相互理解を深め, 今後の方策を検討する等している。

② 現地セミナーへの日本からの講師派遣～支援対象国内で, 各種の法制やその運用について開催される現地セミナーの講師を短期専門家として派遣している。現地セミナーのテーマは, 相手国が近い将来に立法や法改正を控えている等緊急性の高いものが多く, 数日間にわたり, 関係官庁の立法担当者等を対象に, 講義形式やディスカッション形式で実施している(現地セミナーには一度に多数が参加できること, 派遣された講師が相手国の最新の实情を知り, 実地に見聞することができること等のメリットがある)。

③ 法律案の起草支援～これまで日本が起草支援を行った主要な法律案としては, ベトナム改正民法, 民事訴訟法, カンボジア民法, 民事訴訟法等がある。いずれも大学教授等を中心とした作業部会が活動の中心となっている。現在では, 引き続き両国における民事関連の多くの法律案の起草支援を行うとともに, ベトナムにおいては, 改正刑事訴訟法, 行政訴訟法の起草支援も行っている。

④ 現地へのアドバイザー型専門家の派遣～長期専門家は, その国の法制度の実情を調査し, 司法関係者への助言や必要な支援の企画・立案を行うほか, 現地セミナーの実施等について, 関係機関との連絡調整をしている。

## 第2 中国に対する法整備支援

### 1 対中国特色ある法制整備支援

#### (1) そもそも中国とは?

→※資料 1, 2

① 社会主義国家を標榜 → 中国特色ある社会主義(市場経済)

② 政治制度～権力集中制 = 人民代表大会

※「実質上の一党独裁国家」～中国共産党への権力集中, 国家機関のコントロール

③ 法制度と党制度～憲法・国法と共産党の内部規範(党规)

④ 「裁判の独立」～地方政府・党による裁判のコントロール, 法律家ではない法官

※「人治」から「法治」へ

### ⑤「高度成長を遂げた社会主義の農業大国」たる中国<sup>3</sup>

★人口 13 億 5500 万人（日本の 10 倍）、陸地面積 957 万キロ<sup>2</sup>m（日本の 26 倍）56 の民族からなる多民族国家。なぜ中国の人は声が大きくきこえるのか。都市・農村の格差や戸籍問題。

★古来「法」とは刑法。政治＞法律？

★「社会主義」だが「社会主義市場経済」＝市場メカニズムを通じて国民経済を調節する。

★新体制は実は日本が好きなのではないかと思われるスローガン。

★他方で新体制の経済政策を「シリノミクス」と揶揄しもうすぐバブル崩壊？尖閣騒ぎ等で反中国的感情が支配的 ～人は嫌いな対象を冷静に観察できないため、中国の経済や未来を過度に悲観視する見解が支持されているのか？

(2) 中国では 1999 年憲法改正に際し「依法治国（法によるガバナンス）を実行し、社会主義法治国家を建設する」条項が明記され、2010 年目途に社会主義市場経済における法システム（「中国特色ある社会主義法律体系」）構築が国家目標とされた。

(3) 中国に対する ODA 事業は 2001 年 10 月外務省「対中国経済協力計画」に基づいて実施されており、その重点分野・課題別経済協力方針のうち「改革・開放支援」として「中国の改革・開放政策への支援を通じて、中国がより開かれた社会に発展していくよう促していくことが大切であり、特に、市場経済化加速への努力を支援し、中国経済の国際経済との関わりを一層強化するよう促すこと、また、市場経済の担い手である民間の活動を活発化させるために、経済活動を律する法制度の確立等のガバナンス（良い統治）強化を支援すること」がうたわれている。

上記方針に基づき JICA は「改革・開放支援」を知的財産権保護、WTO 協定遵守、国際課税等税務行政の充実、証券市場整備、独占禁止法運用等における技術協力・人材育成支援で開始し、「健全な市場経済化の推進」を法制度整備面から支援する事業として 2004 年 11 月「経済法・企業法 PJ」を行ってきた（2005 年会社法・証券法。2006 年企業破産法。2007 年独占禁止法・市場流通関連法規）。

以上のほか、資本市場法整備研修（2010 年～11 年。商務部、証券監督管理委員会）、国際産業連関表作成による統計整備 PJ（2009 年～12 年。国家統計局）、独禁法立法及び執行 PJ（2012 年～15 年、商務部、発展改革委員会、工商総局）、国際税務 PJ（2012 年～15 年、国家税務総局）がある。

他方、「健全な社会発展の実現」もガバナンス分野における協力事業の重要課題であり、具体的には、犯罪防止及び刑事司法研修（2009 年～11 年、司法部、最高人民法院、全人代法工委刑法室）、行政管理腐敗予防・行政監察研修（2009 年～11 年、科技部、

<sup>3</sup>北京大学経済学院 EMBA 講座における章政教授「中国市場経済の現状」、白智立教授「中国政府と企業の関係学」及び同「「中国夢のコンテクストにおける行政改革」（行政管理改革 2013 年 6 月号）参照。

監察部)、財政税制立法・執行研修(2009年～11年、財政部)、公安捜査幹部研修(2010年～12年、公安部)、司法研修制度研修(2010年～11年、国家法官学院)、職業衛生能力強化PJ(2011年～16年、安全管理監督総局、衛生部)、労働保障監察PJ(2012年～15年、人力資源社会保障部労働監察局)がある。

- (4)「依法治国」をスローガンに社会主義法治国家建設を重要な課題として掲げている中国が、他国の法整備支援を如何に受け止めているかについて、「中国の法治建設白書(2008年、國務院)」では、中国にとって諸外国の立法経験を参考・手本とすることに留意していること、民商法領域では民法通則、物権法、契約法等の法律がコモンロー体系と大陸法体系の国家の多くの基本原則を取り入れ、国際的に通用している当職法精神と立法原則を吸収し、契約自由、意思自治、主体平等を確認し、公共財政及び当職人の合法的財産を保障していること、行政法領域では、現代行政法治で通用する比例原則、信頼保護等の原則を吸収したこと等が指摘されている。

実際の立法の現場では日本法、アメリカ法、ドイツ法については比較検討が必要とされており、特に日本法に関しては、大陸法と英米法の各要素の採用とその変容、さらには司法実務の歴史的発展と今後の方向性についての興味関心が強い。これは社会的・経済的な発展構造が比較的類似している日本の社会で起きている問題・事件に対して、実務の対応等の立法的課題を明確にしたいというニーズによるもの。

- (5) 中国では経済・社会の急激な発展に伴う事件増加、特に新類型事件が増えて訴訟法が一定分野では人民の司法ニーズを満たすことが困難となり(立案難、再審難、執行難、打官司難)、第11期五年計画(2009～13年)では刑事、民事、行政の三大訴訟法改正が課題とされた。これに対応すべく法律起草担当機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室をカウンターパート(以下C/Pという)とする第1期・「民事訴訟法・仲裁法改正PJ」が2007年11月に開始、さらに枠組みを拡大して2009年権利侵害責任法(不法行為法)、2010年涉外民事関係法律適用法の制定を支援。

2010年開始の第2期・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」では、支援対象が民事関連法(相続法、消費者権益保護法、著作権法等)に拡大され、※当職は2011年1月から北京着任。さらに2012年開始の国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」(C/P 法工委行政法室。行政訴訟法、環境保護法等)の業務を兼任。

### 3 長期派遣専門家業務の現場<sup>4</sup>

- (1) JICA 専門家は、途上国に対する技術協力のために派遣される人員である。JICA 技術協力事業には、技術協力PJと技術協力個別案件の2タイプがあり、前者は予め両国

<sup>4</sup> 詳細につき国内支援委員会委員との特別座談会「中国への法整備支援の現状と課題—中国民事訴訟法の全面改正」(論究ジュリスト2013年春号)参照。

間で PJ フレームワーク又は予測される成果等を文書で定めて PJ を実施していくものである。他方、本事業は中国側の緊急性・必要性の高い立法課題要請に臨機応変に対応できるよう技術協力個別案件とされ、当職の役割は政策助言又は相手方の相談役として援助事業全般の調整あるいは実施促進に従事する個別専門家である。

- (2) 他国の法整備支援では、専門家が相手国政府機関に派遣されて常駐し、C/P 機関職員らと共に改正草案等を作成検討していく総合支援型スタイルが一般的である。しかし本事業 C/P たる全人大常委会法工委は中国政府中枢機関であり外国人専門家の常駐勤務を認める例がないため、PJ 事務所を別に設置、日常は電話・メールで対応し、重要事項打合せの際に法工委に赴いていた。また、中国側に対する日本法の知見提供は、学識経験者、法曹・法律実務家からなる国内研究会を組織し、中国側からの質問を踏まえた講義・質疑応答を、法工委メンバー等による訪日研修、又は日本から短期専門家を招聘する現地セミナーという研究討論会形式で行っていた。

もっとも、中国側スタンスは既に「中国特色ある社会主義法律体系」を構築してきた自負を有し、他方で公表前の改正草案はもとより法改正論点も重要機密と扱われ積極的情報開示を期待できる状況ではなかった。

- (3) よって当職の重点任務は、まず中核となる訪日研修・現地セミナー質問事項とその背景事情を迅速明確に把握し、日本国内に提供して準備に資することにあり、その対策はまず「知己知彼、百戦不殆」（孫子）、何よりも「相手方をよく知ること」にある。

具体的には、法律情報誌や学会情報、論文、社会的に注目された事件や案例評釈等の定点観測、法改正を提案している研究者・実務家・関連 NGO、他国ドナー機関との交流等により法改正関連情報の収集分析を継続的に行うこと及び該情報を活動報告書にまとめて国内研究会や研修実施先等と情報共有を行う。法工委からの日常的質問にはクイックレスポンスで対応しながら信頼関係を構築し、改正論点への絞込みを行って研修等での研究討議に収斂すること。

・また研修等の準備段階では、中国側意向の早期獲得と日本国内関係先との調整、研修等スケジュールへの助言立案、講師等の選定打診、研修資料の編集・翻訳・監修作業。研修等実施後に積み残された課題への補充回答・関連資料の提供。さらに訪日研修では研修団と、現地セミナーでは講師陣とその全行程に随行して研修監理を補佐しているが、現場では実務法曹としての発言だけでなく、事実上の通訳、司会進行・記録、報道取材への対応、研修外でもガイド、SP 役、さらに中国及び日本の歴史・文化・社会等を語れる教養を持った者としての役割も日中双方から期待されるため、中国語・中国法・日本法と一般教養に関して自分の至らぬ点を省みる継続的補強が不可欠（まさに「己を知ること」でもあった）。





- 1) 再審審級規定の改善 (199 条)
- 2) 再審申立期限に関する規定の改善 (205 条)
- 3) 再審検察建議または抗訴申立手続の改善 (209 条)
- 4) 再審事件執行停止手続の改善 (206 条)

### Ⅲ 執行難 (執行乱)

～※「老頼」等の執行妨害

#### 8 執行手続の改善

- 1) 執行措置の強化 (240 条)
- 2) 悪意訴訟, 執行免脱行為に対する制裁 (112, 113 条)
- 3) 執行拒否に対する制裁の強化 (115 条 1 項)
- 4) 封印・差押された財産の換価手続の整備 (247 条)
- 5) 仲裁判断の取消と仲裁判断の承認・執行に対する審査条件 (237 条 2 項 4 号, 5 号)

※最高人民法院「信用失墜被執行者の情報公表に関する若干の規定」(2013・7)

## 2 中国が抱える課題～深刻な環境汚染・大規模消費者被害への対応

中国の経済・社会の急激な発展に伴う新類型事件の典型が環境汚染と消費者被害である。この点、2012 年発足の中国新体制は、「中国夢」の実現を目指して、「所得倍増」と「美麗中国」「法治主義の徹底」等をスローガンに掲げているが、実際には重篤な環境汚染問題と消費者被害への立法的対応が迫られており、内容的には日本が 40 年以上かけて段階的に対峙・克服してきた各課題につき、その同時的解決が必要とされている<sup>10</sup>。

派遣後半の主要テーマであった環境保護法(1989 年施行)・消費者權益保護法(1994 年施行)の改正に対する支援も、日本法に関する理論面だけでなく、日本社会の歴史・文化、知恵・教訓をも多角的に伝えるものとなっており、日本での研修成果を反映した改正草案に関する審議・パブコメが行われており、<sup>11</sup>2013 年 10 月には消費者權益保護法の改正法が成立した。

同法改正のポイントは以下の通り。

→※資料 4

#### I 消費者の權益保護に関する規定の充実と細分化

- 1) 個人情報保護の明確化 (第 14 条, 第 29 条)
- 2) 三包規定を改善 (第 24 条)
- ※ 3) 詐欺行為に対する懲罰的賠償を強化 (第 55 条)

<sup>10</sup> 白出「案例百選・環境公益訴訟において最高額の損害賠償等を命じた例」(国際商事法務 2012 年 1 月号)。

<sup>11</sup> 草案について白出「中華人民共和国消費者權益保護法修正案(草案)について」(国際商事法務 2013 年 8 月号)。改正法について白出「中国消費者權益保護法の改正について」(法務省法務総合研究所国際協力部報第 58 号)、白出「中国消費者權益保護法」(現代消費者法第 22 号) ★別添資料 4

4) 格式条款に関する規定 (第 26 条)

## II 事業者の義務と責任と強化

1) 欠陥商品リコール等の義務を明確化 (第 19 条)

2) 事業者の挙証責任の明確化 (第 23 条)

※3) 広告事業者・発布者・推奨者の責任強化 (第 45 条)

## III ネットショッピング等の新たな消費方式の規範化

1) 消費者の知る権利保護 (第 28 条)

2) 消費者の自主選択権保護・無理由返品制度 (第 25 条)

3) 消費者の損賠請求権保護・プロバイダーの連帯責任 (第 44 条)

## IV 消費者協会の作用を一層発揮

1) 消費者協会の機能強化・公益的職責 (第 37 条)

※2) 消費者公益訴訟提起権 (第 47 条)

## V 行政機関の監督管理の職責を一層明確化

1) サンプル検査 (第 33 条)

2) 苦情処理ルール (第 46 条)

※3) 消費者権益侵害行為に対する制裁強化 (第 56 条)

※隠れた改正論点として、高額消費 (金融サービス, 住宅), 教育サービス, 医療行為をめぐって同法の適用範囲を画す第 2 条「消費者」(生活上の消費・需要のために商品を購入し使用する, 又はサービスを受ける者) 概念の見直しが議論されたが、結論として現行法規定は修正せず、上記の各現代型消費トラブルにも原則として同法が適用される。

※懲罰的賠償責任の強化と生命・身体損害との関係での議論

※消費者公益訴訟の適用範囲論～米国クラスアクションと日本の集团的被害回復訴訟手続

### (3) その他の支援対象

～法工委民法室：相続法，著作権法

法工委行政法室：行政訴訟法<sup>12</sup>，行政復議法，環境保護法等

<sup>12</sup> 2013 年 12 月 31 日に行政訴訟法第 1 次改正草案が全人代 HP にて公開されている。

[http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/2014/2013-12/31/content\\_1822189.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/2014/2013-12/31/content_1822189.htm) その要点は、①当事者の訴訟上の権利の保障、②規範性文書に対する付帯審査、③管轄制度の改善、④訴訟参加人制度の改善、⑤証拠制度の改善、⑥民事紛争と行政紛争が交錯する場合の処理、⑦判決形式の改善、⑧簡易手続の増設、⑨人民検察院の行政訴訟に対する監督強化、⑩行政機関が法院判決を執行しない場合の責任をさらに明確化などである。

## 第4 今後の展望

1 2013年11月15日発表の三中全会「決議」の骨子<sup>13</sup>は、以下の改革を今後の課題として挙げている。

- ・行政改革（成長率重視の評価制度を見直し、環境保護を含めた総合的な評価システムを構築。投資に関する政府の許認可権を廃止）
- ・国有企業・所有制改革（2020年までに国有企業の利益の国庫納付率を30%へ引き上げ〔現状は業種により0~20%〕。水道、石油、電力、交通、通信などの価格自由化。国有資産の運営会社を設立。非国有企業の参入可能分野を拡大）
- ・財政改革（社会保障を含め中央と地方の仕事配分を見直し、その結果に応じて財源の配分も改める。直接税の比率向上。増値税改革を推進。不動産税の立法化）＝急速な高齢化！
- ・金融改革（民間資本による中小金融機関の設立許可。株式の新規上場は許認可制から登録制へ移行。人民元レートの市場による形成メカニズムの整備。資本取引自由化の加速。金利自由化の加速。預金保険制度の導入と金融機関の退出メカニズムの整備）
- ・農村・都市一体化、人口政策（農民に小都市や鎮レベルの都市戸籍を全面開放。中規模都市でも段階的に緩和。都市と農村の建設用地を統一的に扱う市場を設立。農民による土地所有権の譲渡を承認。夫婦のどちらかが一人っ子の場合、2人目の出産を承認）
- ・対外政策（金融、教育、文化、医療などサービス業を外資に段階的に開放。保育や介護、物流、電子商取引などは全面開放。上海自由貿易試験区を先頭に、全国に複数の自由貿易区を設置）
- ・司法・治安（裁判権と検察権の地方政府からの独立。労働教養制度の廃止）

## 2 全人代常務委員会立法計画等について

（1）2013年10月31日付第12次全人代常務委員会立法計画では今後5年間に改正を要すべき法律60本が挙げられていたが、2014年3月9日の全人代常務委員会作業報告では、今年の立法作業重点として次の7つの法律、すなわち①行政訴訟法の改正、②予算法の改正、③環境保護法等の改正、④安全生産法の改正、⑤食品安全法の改正、⑥食糧法の改正、⑦国家勳章・国家荣誉称号法の制定であり、作業報告ではこれらの他に立法法、証券法、広告法、軍事施設保護法、教育法等の各改正、さらに資産評価法、航道法（航路法）、期貨法（先物取引法）、漢方医薬法等の制定が、指摘されている（全人代HP「2014中国立法七大観点」<sup>14</sup>）。

<sup>13</sup> 2013年11月15日中国共産党「全面的な改革深化に関する若干の重大問題の決定」から

<sup>14</sup> [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-03/09/content\\_1846799.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-03/09/content_1846799.htm)

## (2) 2014年4月14日付全国人大常委会2014年立法工作計画<sup>15</sup>

### 一、做好法律案审议工作

按照完善中国特色社会主义法律体系的要求，根据五年立法规划和常委会2014年工作要点的安排，突出重点，统筹兼顾，对2014年法律案审议工作作如下安排：

#### (一) 继续审议的法律案

1· 环境保护法（修改）（4月）

2· 军事设施保护法（修改）（6月）

3· 资产评估法（8月）

4· 行政诉讼法（修改）（10月）

预算法（修改）、土地管理法（修改）根据情况，适时安排审议。

#### (二) 初次审议的法律案

1· 安全生产法（修改）（2月）

2· 关于刑法、刑事诉讼法有关规定的解释（4月）

3· 航道法（4月）

4· 广告法（修改）（6月）

5· 行政复议法（修改）（6月）

6· 立法法（修改）（8月）

7· 食品安全法（修改）（10月）

8· 国家勋章和国家荣誉称号法（12月）

9· 证券法（修改）（12月）

10· 大气污染防治法（修改）（12月）

以上项目初次审议时间，可以视情适当调整。落实党中央关于全面深化改革部署和十二届全国人大一次会议批准的国务院机构改革和职能转变方案需要修改的法律，适时安排审议。

#### (三) 预备项目

修改教育法律（教育法、高等教育法、民办教育促进法、教师法）、著作权法、野生动物保护法、种子法、刑法等，制定中医药法、期货法、粮食法、网络安全法、电影产业促进法、国防交通法及单行税法等。

(3) 2013年12月，我が国は中国政府(C/P 全人代法工委)との間で「市場經濟の健全な発展と民生の保障のための法整備プロジェクト」を合意し，2014年6月からPJが開始される。幸いにも当該PJ 専門家公募に合格できたので，当職は6月25日から新規PJの専門家として北京に着任する予定。

引き続きご指導ご鞭撻の程，何卒宜しく願いいたします。

以上，皆さまご静聴ありがとうございました（非常感謝，大家！！！！）

<sup>15</sup> [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2014-04/17/content\\_1859742.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2014-04/17/content_1859742.htm)